

各位

一般財団法人製品安全協会  
理事長 稲見 雅寿

不当表示対策へのご協力をお願い

新緑の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から、SG マーク製品をお取り扱いいただきありがとうございます。SG マークは、確かな安全を保証するための SG 基準と、信頼性の高い試験・検査による認証で運用されています。それゆえに、安全と信頼の証になるものです。

しかしながら、SG の認証を受けずに、「SG 基準適合」や「SG 基準試験合格」などと表示し、あたかも、SG マーク付き製品と同じあるいは同等であるかのようにアピールする事例が散見されます。これらは、いつ、どのような試験をしたのかは明かされておらず、信頼性が乏しいものです。このような表示は、SG マーク付き製品の信頼性も揺らがすものとなります。また、SG マーク制度は、SG マーク制度を活用される方々の献身的なご協力とマークの使用料で支えられていることから、制度の健全な運営を阻害しかねないものです。このため、SG マークを活用されている事業者の皆様や消費者団体からも、不当表示に対してはしっかりと対応することが求められてきました。

そのため、具体的な対策の一環として、昨年12月末以降、製品のSG基準適合性を確認するために必要な詳細技術情報は、協会に申請していただき、不当表示をしないことを承諾いただいております。また、検査機関は、依頼者が協会から入手した技術情報を基にSG基準適合性検査を行っております。これにより、上述のような不当表示は、協会との間の合意に反して行われているか、或いは、最新のSG基準を確認せず、かつ、検査機関の検査を受けずに行っていることが疑われます。後者の場合は、景品表示法が禁止する優良誤認表示に該当する可能性があります。

製品の安全性と安全な使用を促進するうえで、不当表示品が出回らないようすることは重要であり、しっかりした対応ができますように、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。もしも、このような不当表示がなされた製品を見かけられた場合には、協会までご連絡をいただければありがたく存じます。

なお、最近の具体的な事例については、協会のお知らせ（2022年4月15日付「株式会社ミエの不正・不当表示問題について」）で公開しておりますので、こちらもお目通しいただきますようお願いいたします。

敬具

[お問い合わせ先]

電話：03-5808-3300／メール：operation@sg-mark.org